

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、遵法意識の徹底ならびに経営の効率化および透明性の向上の観点から、コーポレート・ガバナンスの確立が経営の重要課題であると認識しており、その拡充に努めております。また、適時適正な情報開示に努め、株主ならびに投資家の皆様のご理解と信頼を得ることに努めたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

2021年6月11日施行の改訂後コーポレートガバナンス・コードに基づき記載しております。

【補充原則1 - 2 招集通知の英訳、議決権電子行使プラットフォームの活用】

【補充原則3 - 1 英語による情報開示】

当社は、現時点において、議決権行使の電子化、また、招集通知やその他の情報開示の英訳による情報提供については、株主構成に占める機関投資家および海外投資家の持株比率に鑑み、それらの必要はないと判断しております。

今後、機関投資家や海外投資家の持株比率等を考慮した上で、これらの実施の要否を検討してまいります。

【原則1 - 3 資本政策の基本的な方針】

当社は、現時点において資本政策の基本方針は定めておりませんが、キャッシュ・フローを重視した経営により財務体質を強化し、収益力や資本効率を向上させることを経営上の重要な責務と考え、フリー・キャッシュ・フローの増大を重視するとともに、収益力の指標としてのROAおよび資本効率の指標としてのROEのより一層の改善を目指しております。また、配当政策としては、財務体質の強化を図るとともに株主への利益還元を充実させていくことを経営の重要課題と位置づけ、収益力の強化とともに内部留保の充実も考慮した剰余金の配当に努めることを基本方針としております。

【補充原則2 - 4 女性の活躍促進を含む社内多様性の確保】

当社は現在、女性の取締役を1名選任するとともに、女性や中途採用者の管理職への登用を推し進めるなど、中核人材における多様性の実現が会社の持続的成長を促すものと考え、その確保に努めておりますが、経営職や管理職等への登用については、女性や中途採用者等の区別なく、あくまでも実績および見識・スキル等に基づく総合的観点から検討・実施すべきとの観点から、多様性の確保についての測定可能な目標は定めておりません。

なお、当社は、すべての社員の能力向上と活躍できる環境づくりを人材育成方針ならびに社内環境整備方針としており、社員のスキル向上や学びの場としての研修制度を拡充するとともに、社員がその能力を遺憾なく発揮できる職場環境の整備にも努めております。

【補充原則2 - 5 内部通報制度における独立した窓口、通報者への不利益取扱いの禁止】

当社は、「社内通報規程」および「NIKKOコンプライアンスネットワーク」を制定し、情報提供者の秘匿と不利益取扱いの禁止に関する規律を整備するなど内部通報に係る適切な運用に努めておりますが、現時点で経営陣から独立した窓口を設けておりません。当社の内部通報制度は、適宜、社外の弁護士等とも連携しており、有効に機能していると考えておりますが、今後、必要に応じて、経営陣から独立した通報窓口の設置について検討してまいります。

【補充原則4 - 1 中期経営計画の目標未達である場合の原因分析と反映】

当社グループは、公共工事への依存度が高く、事業環境も年次の公共投資動向に大きく左右されることから、現在、中期経営計画を策定・開示しておりません。しかしながら、社会的課題であるサステナビリティへのコミットメントとして、当社グループの事業戦略の中核となるべき中期経営計画の策定の必要性は認識しており、今後、中期経営計画の策定について検討してまいります。

【補充原則4 - 1 CEO等の後継者計画】

当社の取締役会は、これまでも経験・能力・人格等の資質を勘案し、その時々で最適な人材を代表取締役として選定しておりますが、その後継者計画の策定ならびに後継者候補の計画的な育成が経営上の重要課題の一つであると認識しております。今後は、後継者候補の育成が十分な時間と資源をかけて行われるよう、後継者計画の策定ならびに後継者候補の計画的な育成について検討を進めてまいります。

【原則4 - 2 取締役会の役割・責務(2)】

【補充原則4 - 2 現金報酬と株式報酬の適切な割合での設定】

当社は、現在、中長期的な業績と連動する報酬や自社株報酬を導入しておりませんが、中長期的な業績を適切に反映し、より健全なインセンティブとして機能する報酬制度を構築することについて、今後検討してまいります。

【補充原則4 - 3 CEOの選任手続き】

【補充原則4 - 3 CEOの解任手続き】

当社では、候補者の資質、実績等を検討の上、十分な時間と資源をかけて代表取締役(CEO)を選任しており、また、会社の業績等を踏まえ、代表取締役(CEO)がその責務に耐えられないと判断される場合には、取締役会規程に基づきその解任(解職)について取締役会に付議することとしております。今後、指名委員会の設置を含め、代表取締役(CEO)の選任に係るより透明性のある手続について検討してまいります。

【補充原則4 - 10 任意の指名委員会・報酬委員会の設置】

当社は、現在、指名委員会・報酬委員会を設置していませんが、独立社外取締役を主要な構成員とする各委員会を設置することの意義や重要性は認識しており、これらの設置について今後検討してまいります。

【原則4 - 11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

【補充原則4 - 11 取締役会の実効性評価】

当社の取締役会は、原則、毎月1回開催していることに加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、社外取締役出席のもと、経営上の重要事項の決定ならびに業務執行の監督を行っております。また、取締役会に付議される議案については、事前に経営推進会議において審議を行うなど、取締役会において実質的な議論がなされるよう対応を行っております。加えて、取締役会には全監査役が出席し、必要に応じて発言することで、意思決定の適正性・透明性が確保されていることも踏まえ、取締役会の実効性は確保されていると判断しております。もっとも、今後、取締役会の実効性について、さらに客観的な分析・評価を行うべく、その対応について検討してまいります。

【補充原則4 - 11 取締役会の構成についての考え方】

当社は、定款で取締役は15名以内と定め、現在、当社の取締役会は、取締役8名(うち社外取締役3名)で構成されており、当社の事業内容や事業規模に鑑みて適正な規模であると考えております。社内取締役については、営業、生産、人事、経理・財務等の各部門の幹部より、知識・経験・能力を考慮して選任しており、社外取締役については、各人の知見や経験を考慮し、取締役の職務執行の監督と当社経営に対する助言に関して十分に役割を果たすことができる者を選任しております。また、現在の取締役8名の中には、女性取締役1名、国際経験を有する独立社外取締役1名、他社での経営経験を豊富に有する独立社外取締役1名が含まれており、取締役会全体としてバランスと多様性が確保されていると考えております。

今後は、株主総会における取締役選任議案において、候補者のスキル・マトリックスを開示することにより、取締役の有するスキル等の組み合わせによる取締役会全体の能力バランスや多様性に関する当社の考え方をより分かりやすく示すべく、検討を進めてまいります。

【原則5 - 2 経営戦略や経営計画の策定・公表】

当社は、現在、中期経営計画を策定しておらず、資本コストに基づく収益計画や資本政策の基本的な方針についても公表していません。

今後、中期経営計画の策定・公表を行う場合には、資本コストとの対比による収益力や資本効率等の目標を設定すること、ならびに目標達成のための戦略の一環として、事業ポートフォリオ見直しや設備投資、研究開発投資および人的資本への投資等、経営資源の配分に関する当社施策の方向性等を明確化することについても、併せて検討してまいりたいと考えております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社は、主に当社事業に係る取引関係の維持・発展を目的として保有する上場株式等(政策保有株式)については、当社の企業価値の向上に資すると判断される場合を除き、原則としてこれを保有いたしません。

政策保有株式については、対象企業との取引額や当社事業への影響度等を事業年度ごとに取締役会において検証・評価し、保有の適否を決定しております。かかる検証の結果、2020年度に売却を行った銘柄はございません。

政策保有株式に係る議決権については、対象企業の中長期的な企業価値の向上に資するよう行使する方針としておりますが、株主価値が大きく毀損される事態や不祥事等の重大な懸念事項が生じている場合には関連する議案に反対票を投じることとしております。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役および取締役が実質的に支配する法人、主要株主等の関連当事者との取引については、あらかじめ取締役会での決議を要することに加え、当該取引については定期的に取締役会への報告を行うこととしております。また、当社が関連当事者との間で取引を行う場合は、一般の取引先と同様の条件にて取引を行うこととしております。

当社では、あらかじめ関連当事者を業務システムに登録し、関連当事者との取引内容を把握できる仕組みを構築しており、関連当事者との取引については、会計監査人にも共有し、監視を行っております。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度および企業型確定拠出年金制度を導入しております。

確定給付企業年金制度に係る年金資産の運用に関しては、総務人事部が担当し、適切な運用を図るべく、中長期的な観点から運用目標や年金資産構成割合を定め、スチュワードシップ・コードの受入れを表明している運用機関に企業年金の運用を委託し、運用状況のモニタリング等を実施しております。

また、企業型確定拠出年金制度は、従業員の資産形成のために導入しているものであり、運用機関・運用商品の選定や従業員に対する資産運用に関する教育機会の提供に加え、入社時に当該制度の説明を行うなどの対応を実施しております。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

() 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、「美しく豊かな環境づくりに貢献する」を経営理念に掲げ、当該理念の実現に向けて、経営戦略を策定し、事業活動を推進しており、経営戦略は、有価証券報告書の「第2 事業の状況、1(3)中長期的な会社の経営戦略」において開示しております。

2022年3月期に関しましては、2022年3月期第2 四半期決算短信にて公表しました業績予想のとおり、連結売上高118億円、営業利益3億5千万円と予想しており、かかる目標に向けて鋭意取り組んでおります。

() 本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書「 1. 基本的な考え方」をご参照ください。

() 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続き

当社の取締役の報酬に関する方針と手続きは、招集通知、有価証券報告書ならびに本報告書「 1. 【取締役報酬関係】の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」」において開示しており、その概要は次のとおりであります。

取締役の報酬は基本報酬と業績連動報酬で構成され、基本報酬は、役位や職責、在任年数に応じた月例の固定報酬として支給しており、業績連動報酬は、各事業年度における連結売上高および経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を主要な指標と定め、各業務執行取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も総合的に勘案し、賞与として当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。また、業務執行取締役の種類別の報酬の割合については、役位、職責、当社と同程度の事業規模の他社の動向等を踏まえて決定することとし、上位の役位ほど業績連動報酬の比率が高まる構成としております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみ支給することとしております。

取締役の個人別の報酬については、株主総会で決議された取締役報酬総額の範囲内で取締役会に付議し、取締役会の決議により代表取締役に内容の決定の全部を委任しております。なお、取締役会の決議による委任を受けた代表取締役は、管理部門管掌担当取締役の策定した原案を検討の上、取締役の個人別の報酬の内容を決定しております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

当社の取締役候補者は、経営に関する豊富な経験と高い識見を有し、取締役としての職務と責任を全うできる人材を選定することとしておりま

す。この方針に基づき、代表取締役が取締役候補者の原案を作成して取締役会に付議、承認を得て決定しております。

当社の監査役候補者は、監査の実効性を確保すべく、財務・会計に関する相当の知見を備えた人材を選定することとしており、代表取締役が監査役候補者の原案を作成し、監査役会の同意を得た上で取締役会に付議、承認を得て決定しております。

また、取締役候補者および監査役候補者は、社内のみならず、社外からも優秀な人材を積極的に登用することとしており、社外取締役および社外監査役の候補者については、上記の資質を備えた人材であることに加え、候補者の経歴等を考慮し、当社にとって有益かつ独立した職務の遂行が期待できるかを考慮の上で選定しております。

なお、取締役の解任につきましては、取締役としての職務執行に著しい支障が生じると判断される場合には、解任提案の対象とすることとしております。

() 取締役会が経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選解任・指名についての説明

当社は、株主総会招集通知において、取締役・監査役候補者の選任理由を掲載し、株主に各候補者をより理解いただくよう努めております。なお、株主総会招集通知につきましては、当社ウェブサイトに掲載しております。

【補充原則3 - 1 サステナビリティについての取組み】

当社は、サステナビリティについての取組みを、「SDGsへの取組み」として、当社ホームページにて開示しております。
(<http://www.nihon-kogyo.co.jp/company/sdgs.html>)

【補充原則4 - 1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

当社の取締役会は、法令および定款に定める事項のほか、取締役会規程に定められた経営に関わる重要な事項について意思決定を行い、それら以外の事項の意思決定は経営陣(代表取締役、業務執行取締役)に委任しております。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任に当たっては、会社法上の要件および東京証券取引所の定める独立役員資格に加え、会社経営等における豊富な経験や当社事業に関連する分野での幅広い識見を有した人材を候補者として選定しております。

【補充原則4 - 11 取締役及び監査役の兼任状況】

取締役ならびに監査役の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知に記載しております。

【補充原則4 - 14 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、当社の取締役および監査役がそれぞれ求められる役割や責務を十分に果たせるよう、当社の費用負担にて外部のセミナー等に参加することを推奨しており、これにより役員就任時および就任後の継続的なトレーニングの機会を提供しております。また、新任の社外取締役および社外監査役については、当社事業の概要の理解促進を図るために、業務執行取締役が中心となって事業説明を実施するほか、工場等の現場視察などを実施しております。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との対話においては、管理部門管掌取締役を責任者、総務人事部IR担当を対応窓口として、総務人事部IR担当が社内の関連各部署と連携して対応しております。また、対話の方法としては、個別面談以外にも、代表取締役が自ら経営戦略や事業展開、業績等の説明を行う会社説明会や株主向けの工場見学会などを実施することで、当社事業への理解を深めていただきながら、株主との建設的な対話に努めております。さらに、株主との対話により示された企業価値向上に資すると判断される論点については、取締役会に報告することにより、経営陣幹部にも共有され、経営に活かす体制をとっております。なお、株主との対話においては、インサイダー情報の取扱いに留意し、内部情報管理規程に基づいた適切な情報開示に努めております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
積水樹脂株式会社	690,000	23.83
ニッコー共栄会	306,900	10.60
ニッコー持株会	155,012	5.35
宇部興産株式会社	111,320	3.84
株式会社伊予銀行	78,300	2.70
アサノ産業株式会社	72,328	2.50
中山盛雄	67,240	2.32
株式会社香川銀行	52,500	1.81
株式会社商工組合中央金庫	43,300	1.50
住友生命保険相互会社	41,000	1.42

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

当社は自己株式を168,225株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合5.49%)所有しておりますが、上記大株主一覧からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3月
業種	ガラス・土石製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
仙頭 靖夫	他の会社の出身者													
白木 渡	他の会社の出身者													
菊池 友幸	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
仙頭 靖夫		当社は仙頭靖夫氏を独立役員に指定しております。	大成建設株式会社において、建築営業本部副本部長や建築営業本部長(医療福祉担当)などの要職を歴任され、会社経営に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。 【独立役員の指定理由】 同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得て独立役員として指定しております。

白木 渡	当社は白木渡氏を独立役員に指定しております。	長年にわたり大学教授の要職を務め退職後も名誉教授として活躍されており、都市計画や防災、危機管理などの専門分野に係る豊富な経験に基づき当社経営について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、社外取締役を選任しております。 【独立役員指定理由】 同氏と当社間に特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得て独立役員として指定しております。
菊池 友幸	菊池友幸氏は積水樹脂株式会社取締役執行役員管理部門管掌監査室長を兼任しており、同社は当社の株式を690千株(議決権比率23.9%)所有しております。当社は一部製品を同社に販売しておりますが、当社の営業取引における依存度は軽微であります。	積水樹脂株式会社において財務会計や経営管理に関する豊富な知見を有していることから、当社グループの経営全般について有益な意見や助言をいただけるものと判断し、社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	4名
監査役員数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人による監査計画および監査結果の報告に出席することで、相互に意見交換を図っております。また、当社の内部監査部門である監査室は、当社各事業所および当社子会社への会計監査および業務監査を行っており、監査役は、その監査結果について都度報告を求め問題点の共有化を図るほか、監査室による監査においても積極的に同行・同席し問題点の共有化を図っております。以上により、当社は、監査役と会計監査人、内部監査部門の間で相互連携を図りながら、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
多田 章人	他の会社の出身者													
新名 均	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
多田 章人		多田章人氏は積水樹脂株式会社の常勤監査役に兼任しており、同社は当社の株式を690千株(議決権比率23.9%)所有しております。当社は一部製品を同社に販売しておりますが、当社の営業取引における依存度は軽微であります。	積水樹脂株式会社において事業管理および内部監査に係る豊富な経験を有していることから、経営管理全般に関する知見に基づき、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を実施するため、社外監査役に選任しております。
新名 均		当社は新名均氏を独立役員に指定しております。	徳島税務署長を歴任され、税理士の資格を有していることから、財務および会計ならびに税務に関する知見に基づき、当社の経営執行などの適法性について客観的・中立的な監査を実施するため、社外監査役に選任しております。 【独立役員の指定理由】 同氏と当社との間に特別な利害関係がなく、一般株主との利益相反の生じるおそれがないため、本人の同意を得て当社の独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

3名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

当社は、過去3回ストックオプションを実施いたしましたが、2010年6月30日に全て行使期間が満了しております。現状ではインセンティブ報酬はありません。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

2020年度において当社の取締役および監査役に支払った報酬の金額は、取締役に対して38,810千円、監査役に対して10,800千円であります。この報酬金額には、使用人兼務役員に対する使用人給与相当額(賞与を含む)20,880千円は含まれておりません。なお、社外役員に支払った報酬の金額は7,800千円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

当社の取締役および監査役の報酬等の額は、1997年(平成9年)6月27日開催の定時株主総会において、取締役に対する報酬限度額を年額150,000千円、監査役に対する報酬限度額を年額40,000千円と定め、これに基づき支給しております。

取締役の報酬等の額の具体的な算定方法に関する方針は、基本報酬は、役位や職責、在任年数に応じた月例の固定報酬として支給しており、業績連動報酬については、各事業年度における連結売上高および経常利益の対前年伸長率ならびに企業年次計画の達成率を主要な指標と定め、各業務執行取締役による全社的経営課題や担当部門に係る課題への貢献度等、定性的要素も総合的に勘案し、賞与として当該事業年度終了後の一定の時期に支給することとしております。なお、監督機能を担う社外取締役の報酬は、基本報酬のみ支給することとしております。

各取締役の支給金額につきましては、取締役会の決議による委任に基づきすべて代表取締役が決定しており、各監査役の支給金額につきましては監査役会における監査役の協議により定めております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外監査役は、取締役会や経営推進会議への出席に際し、常勤監査役や担当役員より事前に資料の配付ならびに説明を受けております。また、決裁書その他重要書類が随時閲覧に供されるほか、監査役監査や重要書類閲覧の際には、必要に応じて担当者の説明を求めることができます。加えて、会計監査人や監査室による監査結果について適宜報告を受け、情報の共有を図れる体制をとっております。

社外取締役についても、取締役会を通じて監査役、会計監査人および監査室との情報共有により連携を図れる体制を構築しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社の「取締役会」につきましては、取締役8名で構成し、監査役3名が出席のうえ、経営に関する迅速な意思決定を図るとともに、取締役会が決定した方針に基づき、適確かつ迅速な業務執行を行うべく執行役員制を導入しております。また、取締役の経営責任の明確化を図るため、取締役の任期を1年としております。加えて、取締役会における監督機能ならびに意思決定の強化を図るため、社外取締役を3名選任しているほか、女性の取締役を1名選任しております。なお、役員のうち女性の比率は9.1%であります。

「経営推進会議」は、常勤取締役5名、常勤監査役1名ならびに執行役員4名で構成し、執行業務に関する報告ならびに審議を行い、最高執行責任者である代表取締役会長兼社長の経営判断の適正化を図っております。

その他の業務執行体制として、「政策推進会議」、「執行役員会」および「関係会社社長会」を設置し、業務執行機能の充実を図っております。「政策推進会議」は、常勤取締役5名および執行役員4名で構成し、常勤監査役が出席のうえ経営上の重要な政策や戦略事項の審議を行っております。「執行役員会」は、執行役員兼務取締役4名と執行役員4名で構成し、常勤監査役が出席のうえ業務執行上の重要事項の審議や執行状況の報告、役員相互間の情報共有と討議を行っております。「関係会社社長会」は、常勤取締役5名および当社子会社2社の代表取締役で構成し、子会社各社の業務執行につき審議し、経営判断の適正化を図っております。

監査体制といたしましては、当社は監査役制度を採用しており、監査役3名で構成される「監査役会」を置いております。監査役会は、客観的・中立的な監査を通じて透明性の高い経営管理を実施すべく、現在、社外監査役を2名選任しております。監査役は取締役会や経営推進会議に出席しているほか、社内の重要会議にも積極的に出席し、必要に応じて意見を述べるなど、意思決定の適法性を確保するとともに、常勤監査役を中心に随時適切な監査を行っております。また、監査役と代表取締役との間で、定期的な会合を実施しております。一方、会計監査人による監査計画および監査結果の報告には監査役が出席し、相互に意見交換が図られており、当社各事業所および当社子会社の監査においても常勤監査役が積極的に同行・同席し問題点の共有を図っております。また、内部監査部門の監査結果について都度報告を求め問題点の共有化を図るなど、効果的かつ効果的な監査の実施に努めております。

内部監査部門といたしまして、当社は社長直轄の独立社内組織として「監査室」を設置しております。監査室は期初に策定した内部監査計画に基づき、会計を始め業務全般にわたる監査を実施し、監査結果は、その都度代表取締役および監査役に報告しております。

また、当社は会計監査人として、有限責任監査法人トーマツと会社法及び金融商品取引法に基づく監査契約を締結しております。直前事業年度に当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、久保誉一氏、池田哲也氏の2名であり、会計監査業務に係る補助者は、公認会計士3名、その他2名によって構成されております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は監査役3名(うち2名は社外監査役)による監査を実施しており、取締役会には監査役全員が、経営推進会議においては常勤監査役がそれぞれ常時出席し意思決定の適法性を確保しております。また、監査役の過半数を社外監査役とすることにより、当社の経営執行より独立した客観的・中立的な監査を実施しております。加えて、社外取締役を3名選任し、取締役会における監督機能および意思決定の強化を図っております。以上により、経営の監視機能の面では充分機能する体制が整っていると考え、現在の体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は株主総会招集通知を、発送日前に当社ホームページに掲載しております。 (2020年度は、招集通知発送日6月3日、当社ホームページ掲載日5月28日。)
集中日を回避した株主総会の設定	当社は株主の議決権行使の円滑化を図るため、集中日を回避した株主総会の開催を進めております。2020年度の定時株主総会は2021年6月22日に開催いたしました(集中日は6月29日)。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	当社は、原則、半期に1回、一般投資家向けに会社説明会を実施しております。なお、説明は、代表取締役が行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社は、ホームページに株主・投資家向けのIR情報を掲載しております。主な掲載内容は、プレスリリース、決算短信、決算情報、株式情報、招集通知などです。	
IRに関する部署(担当者)の設置	当社は、総務人事部がIRを担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループは「日本興業グループ企業行動指針」において、顧客、従業員、株主、地域社会などとの関係について規定しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月23日開催の取締役会において、当社グループの事業活動におけるリスク管理、コンプライアンスの推進およびその他業務の適正性を確保するための体制について決議しており、2015年4月24日開催の取締役会において一部改正しております。その内容は以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役会が法令・定款に基づき経営の重要事項を決定し、取締役の職務の遂行を監督するとともに、取締役会には監査役全員が、経営推進会議には常勤監査役が出席することにより、意思決定の適法性を確保しております。加えて、内部監査部門である監査室が、当社各事業所において、会計監査および業務監査を行っております。

また、「日本興業グループ企業行動指針」を定め、日本興業グループ役職員のコンプライアンスに対する意識向上を図るとともに、反社会的勢力とは一切関係を持たないことを明文化し周知徹底に努めるほか、不当要求に対しても所轄の警察署や顧問弁護士などの関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

さらに、社内通報制度「NIKKOコンプライアンスサポートネットワーク」により、コンプライアンス上の問題が生じた場合は日本興業グループ役職員から直接社内窓口に通報できる体制を設け、不正行為の早期発見と迅速な是正に努めるとともに、「コンプライアンス委員会」により、継続的な啓蒙活動を通じて日本興業グループ全般のコンプライアンスの強化・推進を行っております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録等の重要書類は法令および社内規程に基づき、主管部署が責任をもって保存・管理します。なお、決裁書その他重要書類は、監査役のある場合に加え、定期的に監査役の閲覧に供されます。

(3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営推進会議で定められた方針に基づき、品質・安全・環境・製造物責任およびコンプライアンスについてはそれぞれ該当する委員会や主管部署を設置して日本興業グループ全般のリスク管理を行い、他のリスクに関しては各担当部署および各子会社において業務上のリスクを認識し、リスクの対応策を講じております。

また、「危機管理マニュアル」を策定し、日本興業グループの役職員に周知徹底させることで、リスクの発生防止に努めるとともに、重大なリスクが発生した場合は緊急対策本部を設置し、迅速・適確な対応を図っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、取締役会を少人数で構成し、毎月1回これを開催することにより、経営に関する迅速な意思決定を図るほか、執行役員制を導入し、適確かつ迅速な業務執行を行っております。さらに、取締役会の効率性を確保するため、原則として取締役および執行役員により構成される経営推進会議において、常勤監査役が出席し、十分な事前審議を行っております。

(5) 日本興業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「理念・実践」や「行動指針」等に示される基本的な考え方をグループ全体で共有するとともに、子会社の重要な意思決定についてはその自主性を尊重しつつ、適切に関与・協議を行い、グループ経営の適正かつ効率的な運営を行っております。

さらに、当社は、子会社より業務執行に関する重要な情報について適宜報告を受け、業務執行の適正性を確保するほか、当社内部監査部門である監査室による監査や当社監査役・会計監査人による監査を通してグループの適法性を確保しております。

日本興業グループのコンプライアンスについては、「コンプライアンス委員会」が統括・推進するほか、当社の主要事業所や子会社にコンプライアンス責任者を置き、コーポレートガバナンスの維持・強化を図っております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは関係を持ちません。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社は、「日本興業グループ企業行動指針」において、反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方を明文化しており、周知徹底に努めております。また、常日頃から所轄の警察署や顧問弁護士等と随時情報交換を行っており、不当要求が実際に行われた場合には、グループ内の各事業所より通報を受けた総務人事部が中心となり、顧問弁護士、警察署等の関係機関と連携し、組織的かつ速やかに対処いたします。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

当社は、当社グループにおける決定事実に関する情報、発生事実に関する情報ならびに決算に関する情報につきましては、株式会社東京証券取引所の「上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則」ならびに関係法規に沿って、会社情報の適時適切な開示に努めております。

決定事実ならびに決算に関する情報については、経営推進会議での報告・審議を経て取締役会に付議し、その承認をもって適時適切な開示を実施しております。

なお、経営推進会議には常勤監査役が、取締役会には社外取締役および監査役全員が出席し、必要に応じて意見を述べるなど、透明性の確保に努めております。

また、発生事実に関する情報については、担当取締役より代表取締役会長兼社長へ報告を行い、代表取締役会長兼社長の承認をもって、発生後遅滞なく適宜適切な開示を実施しております。

【コーポレート・ガバナンス体制の概要図】

